

本会議のあらまし

平成26年館林市議会第1回定例会は、2月28日から3月19日までの20日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案は、追加議案を含め19件で、審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。その他、委員会提出議案2件、議員提出議案2件、請願3件の審議が行われました。

条例の制定

▽消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に改定されることに伴い、使用料等に消費税等相当額を加算するため、各条例について所要の改正をしようとするもので、賛成多数で可決されました。

▽館林市中小企業振興基本条例

市内中小企業の振興を市政運営の重要課題として位置づけ、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、地域経

条例の改正

済の発展を図り市民生活の向上に寄与するため、本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市社会教育委員の定数及び任期等に関する条例

一部の改正する条例は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱基準を条例で定める必要があるため、省令を基準として本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決され

ました。

▽館林市保健福祉センター設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例は館林市老人福祉センターの老朽化した入浴設備等を廃止することに伴い、使用料の無料化を行い、健康を増進する介護予防拠点施設として転換を図るため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市公園条例の一部を改正する条例

平成26年度より、群馬県からつつじが岡公園の管理及び運営が移管されることに伴い、有料公園についての規定及びつつじが岡公園の使用料・入園料について定め、その他、移管に伴う所要の改正を行うため、本条例の一部を改正しようとするもので、賛成多数で可決されました。

その他の議案

▽和解及び損害賠償の額の決定について平成25年6月24日付けで締結した近藤町地内の市有地の売買契約

について、県道拡幅計画の不告知により、相手方が売買契約の解除を求めてきたため、同年10月11日当該売買契約を合意解除したことに伴い、相手方に生じた損害の賠償について本年2月3日付けで相手方と仮和解が成立したことにより、和解及び損害賠償の額の決定をしようとするもので、全員一致で可決されました。

▽権利の放棄について

館林市土地開発公社の解散に当たり、債務の清算が必要となることから、同公社に対する本市の求償権を放棄しようとするもので、賛成多数で可決されました。

補正予算



▽平成25年度館林市一般会計補正予算(第4号) Ⅱ(全員一致で可決)

▽平成25年度館林市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) Ⅱ(全員一致で可決)

▽平成25年度館林市下水道事業特別会計補正予算(第3号) Ⅱ(全員一致で可決)
▽平成25年度館林市介護保険特別会計補正予算(第3号) Ⅱ(全員一致で可決)
▽平成25年度館林市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) Ⅱ(全員一致で可決)

平成26年度予算

平成26年度予算は、「産業振興・雇用対策事業」、「安全安心なまちづくりに対する事業」、「暑さ対策・緑あふれるまちづくり事業」を重点項目に掲げ、最大限の配慮をするとともに、財政の健全性にも留意しつつ予算編成に取り組み、一般会計予算の総額は268億4000万円、前年度比0.1%の増となっています。

また、特別会計(水道事業会計を含む6会計)予算の総額は、200億9739万4000円、前年度比3.1%の増となっています。(詳細については、4ページ以降に掲載)